資料３－５

羽島市老人福祉センター羽島温泉

指 定 管 理 者 選 定 要 項

令和６年８月

岐 阜 県 羽 島 市

羽島市老人福祉センター羽島温泉の指定管理者選定要項

羽島市が設置する羽島市老人福祉センター羽島温泉は、指定管理者（管理運営を実施する団体）を指定し、令和４年度から３ヵ年にわたり指定管理を行ってきましたが、令和６年度で指定期間が終了することにともない、指定管理者を選定するものです。

１　施設の概要

（１）名称　　羽島市老人福祉センター羽島温泉

（２）所在地　　羽島市桑原町午南１０３８番地１

（３）設置目的　　老人の健康増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上に寄与するため。

（４）建物概要

建築年　　昭和５３年

構　　造　鉄筋コンクリート造　２階建１部平屋建

敷地面積　５，１００㎡

延床面積　１，１１４．２２㎡

施設内容　管理棟　面接相談室　図書室　集会室　宿直室　事務室　ロビー

浴室棟　浴室・脱衣室（男・女）　機能訓練室（ロビー兼用）

機械棟

附帯設備　駐車場

２　指定管理者が行う業務

（１） 羽島市老人福祉センター羽島温泉の運営企画に関すること。

（２） 羽島市老人福祉センター羽島温泉の利用承認に関すること。

（３） 羽島市老人福祉センター羽島温泉の利用料金に関すること。

（４） 羽島市老人福祉センター羽島温泉の維持管理に関すること。

その他、別紙「羽島市老人福祉センター羽島温泉指定管理者仕様書」のとおり。

３　指定期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで（３年間）

（ただし、特別な事情により管理を３年間継続することが適当でないと認めるときは、協議のうえ指定期間を短縮することがあります。）

４　経費に関する事項

（１）指定管理料

①　指定管理料の総額

３年間の総額：１４４，４５９千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下

ア　原則、指定管理期間中の指定管理料の増額は行いません。

イ　指定管理料には、施設の管理に伴い発生する諸税を含むものとします。

② 指定管理料の算定

ア 収入として見込むもの

指定管理料

利用料金収入等

イ 支出として見込むもの

人件費（福利厚生費等を含む）

管理費（委託費、修繕費、燃料費、光熱水費、保険料等）

運営費（報償費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費等）

その他（負担金等）

（2）支払い方法

毎年度の指定管理料は、収支計画書に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、四半期ごと（4月、7月、10月及び1月）に支払います。

その他詳細については、協議により協定で定めることとします。

5 市と指定管理者のリスク分担

指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

市と指定管理者のリスク分担の方針は、別紙1のとおりとします。

なお、詳細については協定書において定めることとします。

6 事業評価について

市は、サービス水準の維持、向上のため、「指定管理者制度モニタリング実施基準」に基づきモニタリングを実施し、その評価結果を公表することとします。

なお、詳細については、協定書において定めることとします。

7 申請資格

羽島市内に事業所を有し、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることが出来ません。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札等の参加者の資格に欠ける者）

（2）当市から指名停止措置を受けている者

（3）所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納している者

（4）前2年以内において、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたことがある者

（5）指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

（6）会社更生法、民事再生法等により更正または再生手続きを開始している法人
（7）代表者及び役員に、破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
（8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等である者

8　選定要項の配布

（1） 配布場所　羽島市役所健幸福祉部高齢福祉課
〒５０１－６２９２　羽島市竹鼻町５５番地
℡０５８－３９２－１１１１（内線２５５２）　fax０５８－３９２－２８６３
（2） 配布期間　令和６年８月３０日（金）から令和６年１０月１１日（金）
（配布時間:午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし土日祝日は除く。）
※質問がある場合は、質問書にて令和６年９月１９日（木）までに提出してください。

9　提出書類

以下の書類を正本１部、副本９部（複写可）の計１０部提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則としてＡ４判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

① 指定申請書（別記様式第１号）
② 羽島市老人福祉センター羽島温泉指定管理者事業計画書（別記様式第２号）
③ 現年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
④ 前年度の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
⑤ 前年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
⑥ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
⑦ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては団体の役員名簿
⑧ その他市長が指示する書類
ア　指定管理運営期間（３年間）の利用状況、利用実績表
イ　アンケート調査結果表（３年間：各年最低１回）
ウ　施設運営にかかる改善項目表（３年間）
⑨ 指定管理者指定申請にかかる誓約書
⑩ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
※なお、提出された書類は返却しません。

１０　申請の提出期限

令和６年１０月１１日（金）必着

１１　提出先

羽島市竹鼻町５５番地　羽島市役所健幸福祉部高齢福祉課

１２　選考方法

（1）羽島市老人福祉センター羽島温泉の指定管理者の候補者選定を所管する指定管理者

選定委員会が、指定書類審査及び提案等の発表（説明）を受けた後、総合的な評価により選考します。

（2）指定管理者の候補者は、羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１６年羽島市条例第２０号）で定める選定の基準に照らし、羽島市老人福祉センター羽島温泉を最も効果的かつ効率的に管理が実施できると認められる者を選定します。

１３　選考結果のお知らせ

令和６年１１月上旬に文書にてお知らせします。

１４　指定管理者の指定

指定管理者候補に決定した団体は、令和６年１２月羽島市議会定例会（予定）での議決を経て、指定管理者として指定されます。

１５　協定の締結

市と指定管理者とで協議を行い、指定期間中の管理運営に関する包括的な事項を定める協定を締結します。

１６　留意事項

（1）指定の取消し

市が指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

（2）管理運営業務の継続が困難となった場合

①　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難となった場合は、市はその指定を取り消すことができます。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害について賠償するものとします。

②　指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力、指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市はその指定を取り消すことができます。

（3）協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとします。

（4）施設の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の整備をし、又は変更を加えてはなりません。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではありません。また、指定管理期間が終了したとき、指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとします。

（5）第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りではありません。

（6）各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとします。

担当・問い合わせ先

羽島市役所健幸福祉部高齢福祉課　　担当　前田

電　　話　　０５８－３９２－１１１１（内線２５５２）

Ｆ　Ａ　Ｘ　０５８－３９２－２８６３

別紙１　リスク分担

（負担者側に○）

リスクの種類	内　容	リスク分担		備考
		市	指定管理者	
法令等の変更	施設管理、事業運営に影響を及ぼす法令変更	○		
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○	
事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○		
	指定管理者の事業放棄又は破綻		○	
債務の履行	経費の支払い遅延（市→指定管理者）により生じた事由	○		
	経費の支払い遅延（指定管理者→事業者）により生じた事由		○	
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（羽島市が取得するもの）	○		
	上記以外の場合		○	
経済情勢の変動	光熱水費等物価の変動に伴う経費の増減	協議事項		
	金利の変動に伴う経費の増		○	
維持管理	施設の整備・大規模改修	○		
	小規模修繕（1 件 20 万円未満）		○	
事業運営	事故・災害等による臨時休館等	協議事項		
	施設等の管理上の瑕疵に係る休館等		○	
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止		○	
施設及び設備の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○	
	上記以外の場合	協議事項		
管理物品の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項		
第三者への損害賠償	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○	
	上記以外の場合	協議事項		

リスクの種類	内　容	リスク分担		備考
		市	指定管理者	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復に係る経費の増加及び事業履行不能の場合	○		
使用許可等	施設使用許可に関すること		○	
	目的外使用の許可に関すること	○		
	不服申し立てに対する決定	○		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○	
	施設管理及び運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情、運営委員会からの指示への対応		○	
	地域住民、利用者との係争		○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合または期間中途に業務を廃止した場合の事業者の撤収費用		○	
市の施策、重要事項の見直し及び変更	施設の大規模な増改築・修繕等	協議事項		
災害時の対応	物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れ	協議事項		
	開場に係る経費			
	災害応急対策活動に関する協力			